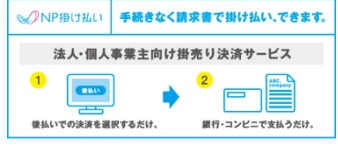


※こちらのご注文表は各項目の入力後にプリントアウトが可能です。

株式会社 動産社 行

ご注文表（標識用）

FAX番号 0120-002103
03-3944-5698

ご注文日	年 月 日	請求書払い（銀行・コンビニ）の詳細につきましては、右のパナーをクリックしてご参照ください。 なお、請求書払い（銀行・コンビニ）をご選択のお客様はメールアドレスが必須となりますので下記にご記入ください。	 手続きなく請求書で掛け払いできます。 法人・個人事業主向け掛売り決済サービス 1. 請求書で支払う 2. 銀行・コンビニで支払うだけ。
お支払方法	代金引換（小切手不可） 銀行振込（前払い） 請求書払い（銀行・コンビニ） 自動引落ご登録済		
ご担当者	様	@	
定休日	無休 月曜 火曜 水曜 木曜 金曜 土曜 日曜 祝祭日		
ご送付先 お名前 TEL:FAXNO	〒 _____ _____ 様 TEL _____ FAX _____		

●不動産取引手数料：報酬額票/インクジェット印刷

品名	注文番号	数量	品名	注文番号	数量
シルバー板+額縁付き	13 : 861		シルバー板のみ	13 : 861	
報酬額票全体の書体をご選択ください		<input type="checkbox"/> 角ゴシック体	<input type="checkbox"/> 丸ゴシック体	<input type="checkbox"/> 明朝体	<input type="checkbox"/> 隷書体
お名前入れご希望の際、名入れ部分の書体のご選択と社名をご記入ください		<input type="checkbox"/> 角ゴシック体	<input type="checkbox"/> 丸ゴシック体	<input type="checkbox"/> 明朝体	<input type="checkbox"/> 隷書体
		名入れ内容（社名のみ）			

下記サンプルの書体は角ゴシック体ですが、ご選択頂いた書体にてお届けいたします。

宅地建物取引業者が宅地又は建物の売買等に関して受けることができる報酬の額
(昭和四十五年十二月十三日建設省告示(第五十五号))
最終改正 令和元年八月三十日国土交通省告示(第四九十三号)

第一 定義

第二 売買又は交換の媒介に関する報酬の額

第三 売買又は交換の代理に関する報酬の額

第四 貸借の媒介に関する報酬の額

第五 貸借の代理に関する報酬の額

第六 権利金の授受がある場合の特例

第七 空家等の売買又は交換の媒介の特例

第八 空家等の売買又は交換の代理における特例

第九 第二から第八までの規定によらない報酬の受領の禁止

1 この告示は、昭和四十五年十二月一日から施行する。
2 この告示は、令和元年八月三十日国土交通省告示(第四九十三号)の告示により改正される。
3 この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

株式会社 動産社

お名前入れ部分